

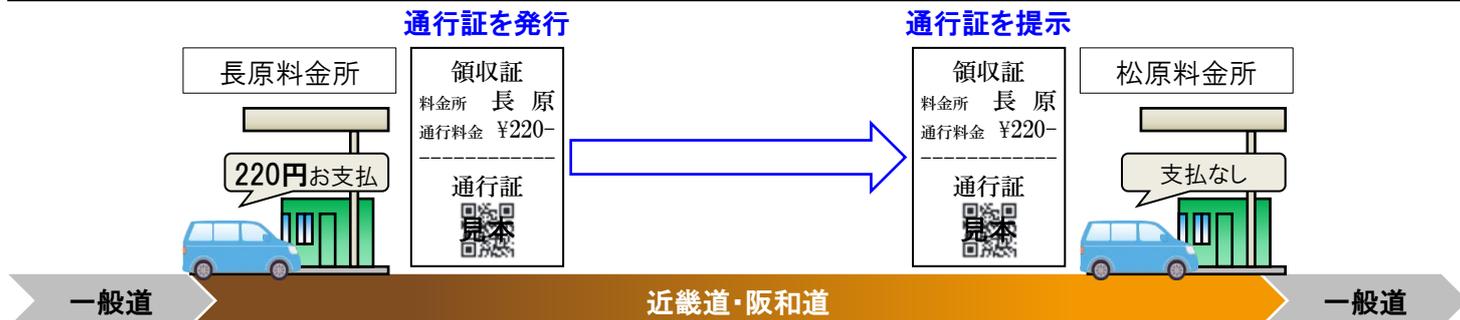
非ETC車の支払方法について

※記載の料金はすべて普通車

添付資料1

①長原IC⇔松原ICをご利用の場合

- 入口料金所で通行料金をお支払いください。入口料金所では **通行証を発行** しますので、出口料金所で **通行証を提示** してください。



- 入口料金所で通行料金をお支払いの際、領収証兼通行証をお渡します。
 - 出口料金所では一旦停止し、領収証兼通行証を提示のうえ、ご通行ください。
(入口料金所で出口までの料金をいただいていますので、料金のお支払いは不要です。)
- 【ご注意ください！】** 通行証を提示いただかなかった場合、例の松原料金所では220円をいただきます。
- 入口料金所、出口料金所ともにETCカードを挿入せず、「一般」表示のあるレーンをご利用いただき、現金またはクレジットカードにてお支払いください。

②長原IC・松原IC⇒松原JCT(阪神高速方面)をご利用の場合

- 入口料金所で通行料金をお支払いください。



- 入口料金所で通行料金をお支払いください。(松原JCTには料金所がありませんので、そのままご通行ください。)
- ETCカードを挿入せず、「一般」表示のあるレーンをご利用いただき、現金またはクレジットカードにてお支払いください。

③松原JCT(阪神高速方面)⇒長原IC・松原ICをご利用の場合

- 出口料金所で通行料金をお支払いください。



- 出口料金所で通行料金をお支払いください。(松原JCTには料金所がありませんので、そのままご通行ください。)
- ETCカードを挿入せず、「一般」表示のあるレーンをご利用いただき、現金またはクレジットカードにてお支払いください。

非ETC車の支払方法について

④長原IC・松原IC⇒西名阪道・近畿道・阪和道をご利用の場合

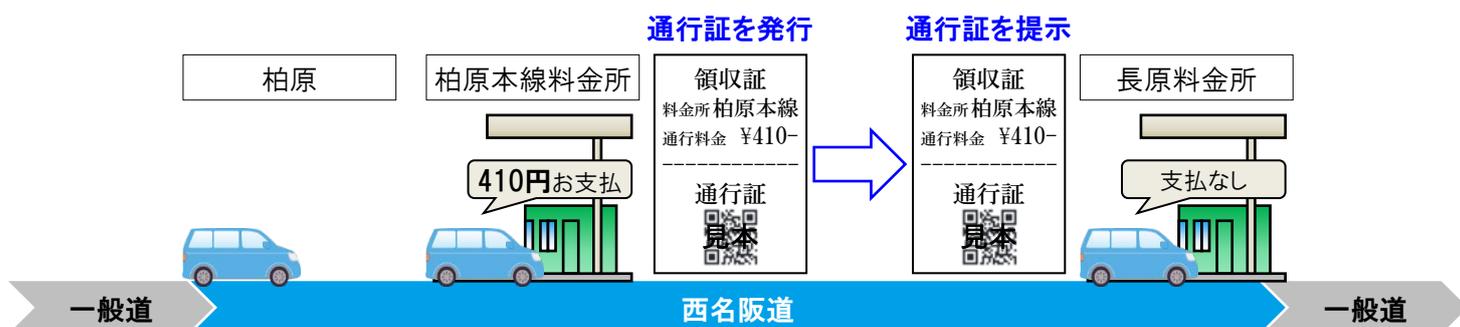
- 入口料金所で通行料金をお支払いください。入口料金所では **通行証を発行** しますので、次の料金所で **通行証を提示** してください。



- 入口料金所で通行料金をお支払いの際、領収証兼通行証をお渡します。
- 次の料金所では一旦停止し、領収証兼通行証を提示のうえ、通行料金をお支払いください。
(次の料金所でのお支払額から、入口料金所で既にごいただいた額を差し引いた額をいただきます。)
- [ご注意ください！]** 通行証を提示いただかなかった場合、料金所における区間最大料金をいただきます。
(例：八尾本線料金所の場合、750円をいただきます。)
- ※ 阪和道の貝塚以南までご利用の場合は、岸和田本線料金所で領収証兼通行証を提示のうえ、通行券をお受け取りください。出口料金所で通行料金をいただきます。
- 入口料金所、出口料金所ともにETCカードを挿入せず、「一般」表示のあるレーンをご利用いただき、現金またはクレジットカードにてお支払いください。

⑤西名阪道・近畿道・阪和道⇒長原IC・松原ICをご利用の場合

- 入口・本線料金所で通行料金をお支払いください。あわせて **通行証を発行** しますので、出口料金所で **通行証を提示** してください。



- 入口料金所または本線料金所で通行料金をお支払いの際、領収証兼通行証をお渡します。
- 出口料金所では一旦停止し、領収証兼通行証を提示のうえ、ご通行ください。
(入口料金所で出口までの料金をいただいていますので、料金のお支払いは不要です。)
- [ご注意ください！]** 通行証を提示いただかなかった場合、例の長原料金所では220円をいただきます。
- 入口料金所、出口料金所ともにETCカードを挿入せず、「一般」表示のあるレーンをご利用いただき、現金またはクレジットカードにてお支払いください。